

23労働協約 第6回交渉**「安全・衛生」「福利厚生」等で交渉****深夜業で働く社員の健康診断
も、勤務時間での受診を！****◎「すべての定期健康診断の実施に要する時間は勤務とすること」**

- ・深夜業に就く者の特定業務従事者の健康診断については、法の定めで年2回の健康診断を義務付けており、年1回の一般健康診断と同様に自己の時間ではなく勤務とすべきだ。

**◎「育児短縮休暇及び介護短縮休暇を有給とすること」**

- ・育児・介護短縮休暇は無給となるが、家庭と仕事を両立する上で家庭を優先する社会全体の流れの中で、取得しやすい様に無給ではなく有給化すべきである。

◎「Jネット端末をすべての職場に設置すること」

- ・各種申請の手続きの多くがJネットとなつたが、駅を中心に端末が配備されていない職場がある。どこの職場でも平等に申請できるようJネット端末の設置を求める。

(詳細は交渉情報を参照)

職場三大要求の獲得めざして、みんな
で議論し、みんなで行動しよう！

国労東海かべ新聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：寺崎 浩